

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。とくに、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者のくらしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。

また、現行の地域別制度は、人口の一極集中や若者の都市部への流出の大きな原因となっている。2024年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,163円、福島県では955円、最も低い秋田県では951円となった。福島県と東京都では、同じ仕事でも時給で208円、年収で433,812円（厚生労働省が示す法定労働時間の上限173.8時間で算出）もの格差が生じる。最低賃金の大幅引き上げとともに地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことが喫緊の課題になっている。

全国一律制と最低賃金引き上げを実現させるためには、中小企業・小規模事業所への抜本的な支援強化が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と、大胆な財政出動が求められている。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 最低賃金法を全国一律制度に改正すること
2. 労働者の生活を支えるため、最低賃金について1,500円以上を実現すること
3. 最低賃金の引き上げができ、経営が継続し、雇用を守れるように、中小企業・小規模事業所へ更なる支援策を拡充・強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日

福島県河沼郡会津坂下町議会議長 赤城大地

内閣総理大臣 石破 茂 殿
厚生労働大臣 福岡 資麿 殿